

## 第27回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年9月30日（火）午前9時～午前11時16分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1.2

3. 出席委員 13名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 柚 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国 10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員 14番 山口 華

5. 議事日程

（1）開会

（2）議事日程について

（3）議事録署名委員の指名について

（4）会期の決定について

（5）事務局報告

① 合意解約申出書 (10件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (10件)

③ 第26回定例総会における保留議案について (1件)

（6）付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 1件)

日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について (議案 1件)

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)

日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 5件)

日程第6 非農地証明願の申請審議について (議案 7件)

（7）その他農政一般事項

（8）閉会

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩下 陽一	農地係長兼管理調整係長	吉村 明恵
主査	有迫 公三郎	事務補助員	酒井 式子

- 議長 それではただ今から、第27回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。
- 議長 本日は、山口委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。
- 議長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、5番高橋委員と6番前田委員を指名します。
- 議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が10件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページになります。①合意解約申出書10件です。番号1。貸人、千葉県大網白里市 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○ 土地の所在 北方字新替○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup> 外1筆 計2筆 合計面積○○m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年1月25日から令和9年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年8月13日。番号2。貸人、湧水町川西 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川西字新中野○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup> 外1筆 計2筆 合計面積○○m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年9月30日。番号3。貸人、湧水町幸田 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 幸田字吉村○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup> 外3筆 計4筆 合計面積○○m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、生前贈与のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年10月31日。番号4。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、えびの市 ○○○○。土地の所在 鶴丸字河間○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup>。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和7年2月25日から令和17年2月28日。解約の理由、利用権設定時の地番間違いのため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年8月20日。番号5。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。

土地の所在 木場字上佐牟田〇〇 地目は畠 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年4月25日から令和9年12月31日。解約の理由、贈与のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年9月30日。番号6。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。土地の所在 鶴丸字山下〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup>。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年1月26日から令和13年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年10月31日。番号7。貸人、鹿児島市 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 北方字前田〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外6筆 計7筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年4月1日～令和8年3月31日及び令和4年5月1日～令和14年4月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権及び賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年8月22日。番号8。貸人、鹿屋市 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字鳥打田〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年3月25日～令和8年3月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年9月3日。番号9。貸人、奈良市 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇。土地の所在 川西字今村〇〇 地目は畠 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年5月1日～令和8年4月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年7月31日。番号10。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字中溝〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日～令和8年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年9月10日。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が10件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が10件です。  
番号1。権利取得者、埼玉県所沢市 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年8月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、中津川字

柳沼〇〇 地目は畠 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外10筆 計11筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、千葉県大網白里市 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年5月26日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字新替〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外6筆 計7筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者、大阪府高槻市 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年7月28日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外2筆 計3筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者、姶良市脇元 〇〇〇〇。権利取得日、令和6年9月20日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字山神〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外1筆 計2筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者、湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日、令和3年7月19日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添字桑原〇〇 地目は畠 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外3筆 計4筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者、湧水町川西 〇〇〇〇 権利取得日、令和7年8月14日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字下糀田〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外1筆 計2筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号7。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年5月12日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字片ツ山〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外4筆 計5筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号8。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年3月26日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字上掛〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号9。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年3月26日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字肥〇〇 地目は畠 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外19筆 計20筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。番号10。権利取得者、愛知県岩倉市 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年7月25日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字柿木〇〇 地目は田 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外7筆 計8筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

- 議長 次に、第26回定例総会において、保留となった議案について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 5ページをお開きください。第26回農業委員会定例総会において、保留となりました議案7件について説明いたします。まず、議案第296号、297号、299号、301号につきましては、9月17日付で、産業振興課より農用地区域内から除外された書類の写しをいただきましたので、同日付で許可を行いました。また、議案第303号につきましては、9月5日に、県農業会議 定例常設審議委員会に諮問した結果、許可して差し支えないとの回答を受け、同日付で許可を行いました。なお、議案第304号、305号の有限会社○○の牛舎への転用につきましては、まだ、用途区分変更が完了していないため、用途区分変更完了後に報告いたします。以上です。
- 議長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- （なしの声）
- 議長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で第26回定例総会において、保留となった議案についてを終わります。
- 議長 以上で事務局報告を終わります。
- 議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第311号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事務局 7ページです。日程第1 議案第311号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。（1）利用権設定。整理番号1号から整理番号3号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が○○m<sup>2</sup>です。次に8ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田○○m<sup>2</sup>。使用貸借分はなしです。計○○m<sup>2</sup>です。詳細は9ページに記載しておりますので、お目通しください。以上です。
- 議長 それでは、整理番号1号から整理番号3号を審査します。整理番号1号から整理番号3号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）

- 議長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号3号については、承認することに決定しました。
- 議長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認についてを終わります。
- 議長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。議案第312号から議案第322号までの11議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 10ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第312号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字前田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、鹿児島市下荒田 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数3。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第313号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、大阪府高槻市 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第314号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字新替〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外1筆 計2筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、千葉県大網白里市 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第315号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字川原口〇〇 地目は畠 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、大阪府高槻市 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数4。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第316号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字上佐牟田〇〇 地目は畠 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup> です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数4。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第317号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字常ヶ迫〇〇 地目は畠 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、東京都渋谷区 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第318号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字長迫〇〇 地目は畠 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup> 外4筆 計5筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、鹿児島市坂之上 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第319号。権利、所有権移転。土

地の所在, 鶴丸字竹田〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人, 始良市加治木町 〇〇〇〇。受人, 湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は10アール当たり〇〇万円です。次に議案第320号。権利, 所有権移転。土地の所在, 鶴丸字山下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇m<sup>2</sup>です。労力総数2。申請事由は農地集約。売買価格は〇〇万円です。次に議案第321号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字今園〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人, 霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数1。新規就農です。売買価格は〇〇万円です。次に議案第322号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字今村〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。渡人, 奈良市丸山 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は10アール当たり〇〇万円です。以上です。

- 議長 農地法第3条の許可区分は, 湧水町農業委員会です。
- 議長 順を追って審議します。まず, 議案第312号を審議します。議案第312号については, 農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に, 〇〇番〇〇委員が抵触しますので, 退席を求めるため 暫時休憩します。
- (〇〇委員退席)
- 議長 休憩を閉じ会議を開きます。それでは, 議案第312号につきましては, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。
- 5番 5番高橋が報告します。農地法第3条に係る議案第312号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は田です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。
- 議長 ただ今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等なければ, 議案第312号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第312号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に、議案第313号について審議します。議案第313号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5番 5番高橋が報告します。農地法第3条に係る議案第313号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第313号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第313号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第314号について審議します。議案第314号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6番 6番前田が報告します。農地法第3条に係る議案第314号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、6ページから9ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第314号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第314号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第315号について審議します。議案第315号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 6 番 6 番前田が報告します。農地法第3条に係る議案第315号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、10ページから11ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第315号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第315号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第316号について審議します。議案第316号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6 番 6月番前田が報告します。農地法第3条に係る議案第316号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、12ページから13ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第316号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第316号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第317号について審議します。議案第317号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5番高橋が報告します。農地法第3条に係る議案第317号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、14ページから15ページをご参照ください。調

査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第317号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第317号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第318号について審議します。議案第318号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5番 5番高橋が報告します。農地法第3条に係る議案第318号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、16ページから19ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑及び田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第318号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第318号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第319号について審議します。議案第319号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第319号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の20ページから22ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第319号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第319号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第320号について審議します。議案第320号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第320号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の20ページ、23ページから24ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第320号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第320号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第321号について審議します。議案第321号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10番 10番中尾が報告します。農地法第3条に係る議案第321号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の20ページ、25ページから26ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第321号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 異議なしと認めます。議案第321号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 次に、議案第322号について審議します。議案第322号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 10番 10番中尾が報告します。農地法第3条に係る議案第321号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の20ページ、27ページから28ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長 ご質問ご意見等なければ、議案第322号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長 異議なしと認めます。議案第322号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 以上で、農地法第3条の規定による許可申請について を終わります。
- 議長 次に、日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について に移ります。町長から意見を求められています。議案第323号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 14ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案第323号。願出人は熊本市南区 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。土地の所在、中津川字坂口〇〇 地目は畠面積は〇〇m<sup>2</sup>。目的は太陽光発電施設です。申請理由は申請地を譲り受け、太陽光発電設備を建設したいためです。以上です。
- 議長 それでは、議案第323号を審議します。議案第323号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 10番 10番中尾が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係る議案第323号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の29ページから34ページをご参照ください。申し出の内容は、太陽光発電施設への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は畠、東は畠、南は道

路、西は雑種地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第323号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第323号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第324号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 15ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第324号。土地の所在、川添字桑原〇〇。地目は田、農振外で面積は〇〇m<sup>2</sup> 外2筆 計3筆 合計面積〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は第2種で地域計画内となります。申請人、湧水町川添 〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用。施設面積はクヌギ50本、スギ200本を植林です。申請事由は鳥獣被害も多く、生産性が低いためスギを植林して山林にしたい。またすでに、クヌギも植林しているが、肥培管理をしていないため、同じく山林として活用したいとのことです。添付資料は位置図、住宅地図、配置図、被害防除計画書及び誓約書・またすでにクヌギを植林しているため始末書がありました。以上です。

議長 農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議長 それでは、議案第324号を審議します。議案第324号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10番 10番中尾が報告します。農地法第4条に係る議案第324号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の35ページから39ページをご参照ください。周囲の状況は、

北は道路、東は道路、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長  
事 務 局

ここで事務局長より発言を求められておりますので、発言を許可します。お手元に別紙で資料を配布しております。地域計画区域内の土地の農振除外及び農地転用許可の手続きについて、8月に県農政部農村振興課より通知が来ております。中段から下の部分です。農振除外申出書及び農地転用許可申請書の受付については、地域計画変更公告前でも申請ができるとなっています。ただし、①農振除外の変更案の公告・縦覧は地域計画の変更公告後に行うこと、②農地転用許可の決定は地域計画の変更公告後及び農振除外の決定後に行うことについて注意してくださいとのことです。地域計画内の農地については、地域計画から外した後に転用の許可をすることとなりました。農振地からの除外が必要な場合は、除外後に許可することとなります。

議 長  
11 番

ただ今の調査員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

11番竹ノ内です。クヌギを植栽してありますが、始末書が添付されています。クヌギは農地として認めると聞いたことがあります。平成25年にクヌギを植えたとのことですが、まだ農地として取り扱えばいいのではないかですか。始末書が必要なのでですか。

9 番  
事 務 局

9番神掛です。クヌギを植林しているが肥培管理をしていないためと書いてありますので、肥培管理をしていない場合は、荒地になると思います。肥培管理をしている場合は、クヌギは農地として認められると思います。クヌギは農地にも植えられますが、肥培管理をしておらず、植えっぱなしのため、地目も山林に変更したいとのことでもあり、今回は植えてしまっていたため、始末書を添付していただいたところです。

議 長  
4 番

ほかにございませんか。

4番園山です。別紙についてですが、地域計画の進捗状況がわからないもので、計画が立って、そこに変更をかけて、変更を受け付けましたということがあって、農業委員会も農振除外をして、それで初めて許可できるとなるわけですが、クヌギが除外されるのはいつ頃になるのですか。

事 務 局

地域計画の変更につきましては、産業振興課で行っています。10月の総会に向けて、変更分を提出するとの話を伺っているところです。

- 議 長 ほかにございませんか。
- 1 番 1番権です。地域計画は、どこが人に貸して作る、どこが自分で作るなど確認の方法はどのように考えればいいのですか。
- 事務局 産業振興課の方から町内14地区分の地域計画を設定した冊子をいただいております。その冊子で地番等を確認しております。
- 1 番 地域計画は、鳥獣被害が多いので山林にしたいとか、転用申請を出したいとか、地域計画から外さないといけない場合は、地域計画から外す会はどのような会かわかりませんが、毎月あるのですか、何か月に1回とかですか。そのあたりがわからないと手続きに時間を要してしまいます。よく考えてみてください。
- 事務局 今まで、農地転用は総会で承認されれば許可を出させていましたが、地域計画から外さないといけない場合は、許可が遅くなってしまいます。産業振興課の方では、会については定期的に開かれるものではなく、2~3か月に1回程度の会になる見込みとの話を聞いております。地域計画から外れる見込みがあると判断されれば、申請しても構わないと県から通知も来ております。許可については、除外されないと許可は出来ないとなっています。
- 議 長 ほかにございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第324号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第324号につきましては 保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。議案第325号から議案第329号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 16ページです。日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について。議案第325号。権利、所有権移転。土地の所在、中津川字柳沼〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は2種で地域計画内になります。渡人、埼玉県所沢市 〇〇〇〇。受人、湧水町中津川 〇〇〇〇。形態は所有権移転、用途施設は貸資材置場です。申請事由は、法人(〇〇)

の事業推進のための専用の資材置場が必要であるため。添付書類として位置図・住宅地図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書がありました。次に、議案第 326 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字御手洗〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は 3 種 地域計画外です。渡人、福岡市東区 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。形態は所有権移転、用途施設は駐車場です。申請事由は、申請地の隣接地（宅地：〇〇m<sup>2</sup>）を購入するにあたり、譲り渡し人の希望もあり当該土地を買受け、宅地内の駐車場として一体的に利用したいため。添付書類として位置図・配置図・被害防除計画書及び誓約書がありました。次に、議案第 327 号。権利、所有権移転。土地の所在、鶴丸字頭無し〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は 2 種、地域計画内になります。渡人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人、熊本市南区 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転、用途施設は太陽光発電施設で太陽光パネル 158 枚設置です。申請事由は、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を建設するため。添付書類として位置図・事業計画書・配置図・被害防除計画書及び誓約書・ガイドラインがありました。次に議案第 328 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字今村〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は 2 種で地域計画内です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、熊本市南区 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転。用途施設は太陽光発電施設で太陽光パネル 158 枚設置です。申請事由は、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を建設するため。添付書類として位置図・事業計画書・配置図・被害防除計画書及び誓約書・ガイドラインがありました。次に議案第 329 号。権利、地上権設定。土地の所在、恒次字下水流〇〇 地目は畠 農振外 面積は〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は 2 種で地域計画外となります。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は賃貸借 30 年間です。用途施設は太陽光発電施設 太陽光パネル 214 枚の設置です。申請事由は、当社の工場での使用するエネルギーを自己所有の太陽光発電施設において発電することで、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDGs の一貫として事業を発展させて行きたいとのことです。添付書類として位置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書・ガイドラインがありました。以上です。

議長 農地法第 5 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議長 それでは順を追って審査します。

議長 はじめに議案第 325 号を審議します。議案第 325 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 325 号の現地調査の

報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の40ページから43ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は通路、南は宅地、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第325号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第325号につきましては 保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議長 次に、議案第326号を審議します。議案第326号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番清水が報告します。農地法第5条に係る議案第326号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の40ページ、44ページから46ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は道路、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見がなければ、議案第326号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第326号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第327号を審議します。議案第327号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 7 番 7番清水が報告します。農地法第5条に係る議案第327号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の40ページ、47ページから51ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は宅地、南は道路、西は畑です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第327号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第327号につきましては 保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第328号を審議します。議案第328号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 7 番 7番清水が報告します。農地法第5条に係る議案第328号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の40ページ、52ページから56ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南は田、西は畑です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第328号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第328号につきましては、保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議長 次に、議案第329号を審議します。議案第329号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6番 6番前田が報告します。農地法第5条に係る議案第329号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の57ページから62ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畠、東は堤防、南は宅地、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見がなければ、議案第329号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第329号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第330号から議案第336号までの7議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 18ページです。日程第6 非農地証明願の申請審議について。議案第330号。願出人、湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在、中津川字宇都前○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は20年以上耕作しておらず、原野化し植え付けできる状態ではないため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第4号、第7号です。次に議案第331号。願出人、湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在、鶴丸字河間○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は20年以上耕作しておらず、原野化し植え付けできる状態ではな

いため。非農地判定基準には、該当する項目がありませんでした。次に議案第 332 号。願出人、湧水町川西 ○○○○。土地の所在、川西字諏訪原○○ 地目は畠 面積は○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、30 年ほど前、県の工事で残土が残り畠として利用が出来なくなり、耕作放棄地となつたため。非農地判定基準には、該当する項目がありませんでした。次に議案第 333 号。願出人、湧水町川西 ○○○○。土地の所在、川西字鳥打田○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 3 筆 合計○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、10 年以上前から山側より多量の地下水が流れ出ており、農機具や重機を入れることが出来ず、稻作が出来ていない状況であり、現在は、2~3 m ぐらいの高さの葦が茂っており原野化しているため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号です。次に議案第 334 号。願出人、鹿児島市下荒田 ○○○○。土地の所在、田尾原字川井田○○ 地目は田 面積は○○m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 3 筆 合計○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、20 年以上前から耕作放棄され原野化しており、また周辺が竹林のため竹林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号です。次に議案第 335 号。願出人、鹿児島市坂之上 ○○○○。土地の所在、幸田字長迫○○ 地目は畠 面積は○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 5 年頃より耕作放棄され、鳥獣被害もあり、現在は竹林化しているため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 6 号です。次に議案第 336 号。願出人、千葉県大網白里市 ○○○○。土地の所在、木場字田渡○○ 地目は畠 面積は○○m<sup>2</sup>です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 5 年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化したため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 9 号です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず、議案第 330 号を審議します。議案第 330 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。非農地証明願いに係る議案第 330 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 63 ページから 66 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 20 年以上前から耕作放棄され原野化しており、今後農地

への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第7号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第330号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第330号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第331号を審議します。議案第331号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番中尾が報告します。非農地証明願いに係る議案第331号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の63ページ、67ページから69ページをご参照ください。調査意見は、申請地は20年以上前から耕作放棄され、原野化はしておりましたが、草刈り等で農地への復元が可能であると判断しました。以上のことから、非農地判断基準には該当しないため、非該当であると判断しました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第331号については調査委員の報告は、原野化しているが農地への復元は可能であるとのことから、非農地判定基準には該当しないとのことです。以上のことから、非該当と認め、不承認とすることに ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第331号につきましては、非該当と認め、不承認とすることに決定しました。

議長 次に、議案第332号を審議します。議案第332号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

7番 7番清水が報告します。非農地証明願いに係る議案第332号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書

と議案参考資料の 63 ページ、70 ページから 72 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 30 年ほど前、県の工事で残土が残り、畑として利用が出来なくなり、耕作放棄されましたが、表土入れ替え作業等で農地への復元が可能であると判断しました。以上のことから、非農地判断基準に該当しないため、非該当であると判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

9 番 9 番神掛です。この 2 件ですが、ここに出てくる以前に何か方法はなかつたでしょうか。どうしても本人たちが非農地として出したいということだったのですか。

事務局 1 つ目については、議案第 330 号と 331 号の 2 つをまとめての申請であったため、1 つは該当、もう 1 つは非該当となったものです。次の案件については、2 年ほど前にも持てこられたときに、話をして申請できませんと話しましたが、今回も非農地に該当することは難しいとの話をしましたが、本人より 1 度農業委員に見ていただきたいとの申し出があったため申請を受け付けたものです。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 332 号については調査委員の報告は、耕作放棄されましたが、表土を入れ替えることで農地への復元は可能であるとのことから、非農地判断基準には該当しないとのことです。以上のことから、非該当と認め、不承認とすることに ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 332 号につきましては、非該当と認め、不承認とすることに決定しました。

議 長 次に、議案第 333 号を審議します。議案第 333 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

7 番 7 番清水が報告します。非農地証明願いに係る議案第 333 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 63 ページ、73 ページから 75 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 10 年以上前から山側より多量の地下水が流れ出ており、農機具や重機を入れることが出来ず、稲作が出来ていない状況であります。現在は、2~3 m ぐらいの高さの葦が茂って原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号に該当することを確認した

ため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 333 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 333 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第 334 号を審議します。議案第 334 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5 番 5 番高橋が報告します。非農地証明願いに係る議案第 334 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 76 ページから 79 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は 20 年以上前から耕作放棄され原野化しており、また、周辺が竹林のため山林化もしております、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 334 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 334 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第 335 号を審議します。議案第 335 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6 番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第 335 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 76 ページ、80 ページから 82 ページをご参照くださ

い。調査意見は、申請地は平成5年頃より耕作放棄され、鳥獣被害や、周辺が竹林のため竹林化もしているため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は竹林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第6号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第335号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第335号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第336号を審議します。議案第336号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第336号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の76ページ、83ページから85ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成5年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第336号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第336号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

11番 11番竹ノ内です。農地利用状況調査についてですが、先ほどクヌギの件が山林であるとのことでしたが、青判定をしているところがあるものですから、これは赤になるということでおろしいですか。

1番 1番桜です。手入れをしてあれば青判定でいいと思います。  
議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第27回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前11時16分

議長

5番

6番